

秋田県公報

目次

告示

○農地保有合理化事業規程の変更の承認（三七八・秋田地域振興局農林部）……………1

○農地保有合理化事業規程の変更の承認（三七九・雄勝地域振興局農林部）……………1

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活動支援室）……………1

○秋田県労働委員会委員候補者の推薦（雇用労働政策課）……………1

○土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）……………1

教育委員会告示

○教育委員会会議の開催（一五・教育庁総務課）……………2

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（七二）……………2

○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（七三）……………2

告示

秋田県告示第三百七十八号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八
条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変
更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五
項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
大潟村農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号、第四
号に掲げる事業

三 変更内容

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴
う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等

四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成二十年八
月二十五日

秋田県告示第三百七十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八
条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変
更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五
項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
うご農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号、第三
号に掲げる事業

三 変更内容

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴
う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等

四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成二十年八
月二十二日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四
項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の
認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十
条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成二十年八月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人世界永続農業協会秋田県文化事業団
- 三 代表者の氏名
小 玉 得太郎
- 四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市千秋矢留町二番四十号

五 定款に記載された目的

この法人は、大自然との調和を基調に自然尊重を基本とする
農業生産方式（有機農業・自然農法・環境保全型農業など総称
して以下、「永続農業」という。）の普及実用化を推進し、自
然環境の保全、地域住民の健康増進を図るとともに、地方文化
の保護・発展、都市と農村の交流による豊かで美しいまちづく
りを進めることにより、地域の振興と活性化に貢献することを
目的とする。

六 定款の変更内容

- (一) 事業の変更
- (二) 資産の区分の変更
- (三) 会計の区分の変更

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四
項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の
認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十
条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成二十年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人蜘蛛の糸

三 代表者の氏名

佐 藤 久 男

四 主たる事務所の所在地

秋田市

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県内の経営危機に陥ったり、経営破綻した
中小企業の経営者とその家族及び従業員に対して、精神的立ち
直りと雇用促進を支援し、社会復帰に関する事業を行い、社会
の活性化に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

- (一) 役員の定数の変更
- (二) 役員の任期等の変更

第三十七期秋田県労働委員会委員は、平成二十年十一月三十日
をもって任期満了となるので、労働組合法施行令（昭和二十四年
政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のと
おり秋田県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成二十年九月二日		秋田県知事 寺 田 典 城	
一 推薦対象		第三十八期秋田県労働委員会の使用者委員及び労働者委員各五人	
二 推薦資格		秋田県の区域内のみに組織を有する使用者団体及び労働組合被推薦者となることのできない者	
三		(一) 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の規定に該当する者	
(二) 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条、地方		教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第六条その他の法令の規定により、都道府県労働委員会の委員との兼職を禁止されている者	
四 推薦期間		平成二十年十月一日から同月三十一日まで	
五 推薦方法		労働組合にあつては、推薦書に労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による証明書添えて、産業経済労働部雇用労働政策課へ提出すること。	
六 その他		関係書類、手続その他不明な点は、産業経済労働部雇用労働政策課（電話番号〇一八―八六〇―二三三一）へ問い合わせること。	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山本郡市川堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。		平成二十年九月二日	
退任理事の住所及び氏名		秋田県知事 寺 田 典 城	
能代市天内字家回十一番地六		須合 勉	
秋田県教育委員会告示第十五号		教育委員会告示	
次のとおり教育委員会会議を開催する。			
平成二十年九月二日			
秋田県教育委員会告示第十五号		秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子	
一 日時		平成二十年九月四日 午後二時	
二 場所		教育委員会委員室	
三 案件		(一) 「あきた教育の日（仮称）」の制定について	
(二) 秋田県文化財保護審議会委員の任命について		(三) その他	
秋選管告示第七十三号		選挙管理委員会告示	
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。		平成二十年九月二日	
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一		五十十分の一の数 一八、八六六	
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）		二二三、八八二	
秋選管告示第七十三号		地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。	
平成二十年九月二日		秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一	
選挙区別		八九、七五〇	
秋田市		二七、〇八九	
能代市山本郡		二八、六一八	
横手市		二二、八二二	
大館市		九、九六一	
男鹿市			
発行者 秋 田 県		湯沢市雄勝郡 二一、一〇二	
秋田市山王四丁目一番一号		鹿角市鹿角郡 一二、〇二四	
購読料金 一月三千六百七十五円（税込）		由利本荘市 二四、五〇五	
		潟上市 九、七五六	
		大仙市仙北郡 三二、四三二	
		北秋田市北秋田郡 一一、九四九	
		にかほ市 七、八五九	
		仙北市 八、八二七	
		南秋田郡 七、七三九	
印刷所		秋田市山王七丁目五番二十九号	
印刷者		株式会社 松 原 印刷社	
		電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五	
		E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp	
		秋田市山王七丁目五番二十九号	
		松 原 繁 雄	